

# 電磁的措置による建設工事の請負契約の 締結に係るガイドラインの解説

令和8年3月

監修 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

編著・発行 一般財団法人建設業振興基金 情報化評議会



## 目次

1. 概要	1
2. 契約の相手方による事前承諾について（令第5条の5、規則第13条の5、規則第13条の6関係）	4
3. 電磁的措置として講じることのできる措置について（規則第13条の4第1項関係）	5
4. 電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準について（規則第13条の4第2項関係）	6
5. その他留意すべき事項	9
参考 1. 電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン	10
参考 2. 「電子署名法 第2条関係 Q&A」および「電子署名法 第3条関係 Q&A」	17
参考 3. 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン	26
参考 4. CI-NET を用いた電子契約	28
参考 5. 注文書および請書による契約の締結について	35



## 1. 概要

建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の締結に際して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項により、同項各号に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならず、その内容を変更する際にも同条第 2 項により変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付することとされているところ、同条第 3 項により、所定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、同条第 1 項又は第 2 項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「電磁的措置」という。）を用いた契約の締結を行うことができることとされています。

電磁的措置を講じて締結する建設工事の請負契約（以下「電子契約」という。）に係る所定の要件については、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 5 条の 5 及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 13 条の 4 から第 13 条の 6 までにおいて規定するところであるが、電子契約に係る規定の内容を明確化し、電子契約の普及に向けた環境を整備することで、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引の実現を図るとともに、建設業全体の生産性を高め、もって建設業の健全な発達を促進する観点から、電子契約を行う場合の参考として、電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン（令和 7 年 9 月 30 日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課。以下「ガイドライン」という。）を策定したところであり、本解説により具体的な対応を示します。

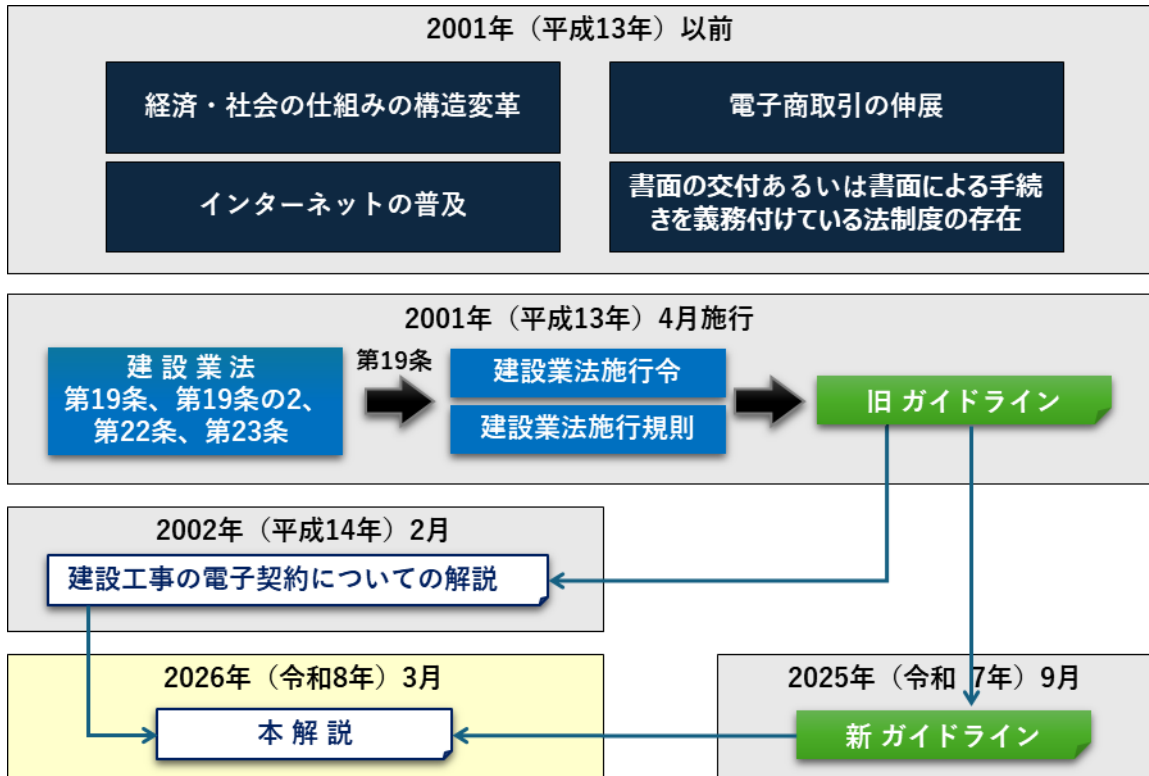


図 1 本解説の位置づけ

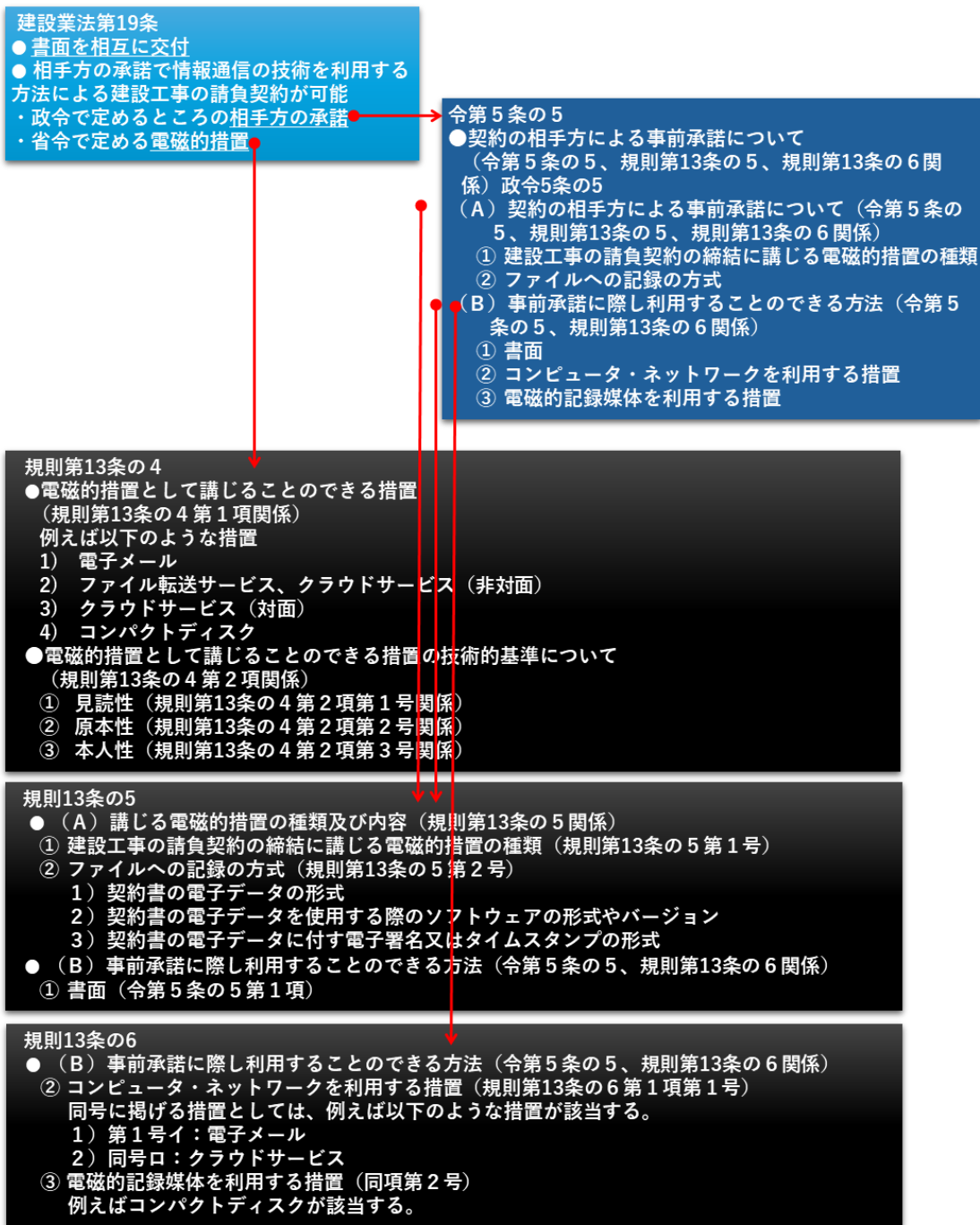


図 2 建設業法第19条等とガイドラインの関係

## 2. 契約の相手方による事前承諾について（令第5条の5、規則第13条の5、規則第13条の6関係）

ガイドラインには、以下の通り示されています。（以下、枠内はガイドラインの記載です。）

### 2. 契約の相手方による事前承諾について（令第5条の5、規則第13条の5、規則第13条の6関係）

電子契約に際しては、あらかじめ（A）電磁的措置の種類及び内容を示した上で、（B）書面又は電磁的方法による相手方の事前承諾を得る必要がある。

#### （A）講じる電磁的措置の種類及び内容（規則第13条の5関係）

##### ① 建設工事の請負契約の締結に講じる電磁的措置の種類（規則第13条の5第1号）

規則第13条の4第1項に規定する措置のうち、いずれの措置を講じるかについて契約の相手方に示す必要がある。その際、サービスの名称も示すことが望ましい。

##### ② ファイルへの記録の方式（規則第13条の5第2号）

契約当事者間でどのような方式で記録するのかを示す必要がある。具体的には、以下のような内容を示すことが望ましい。

- 1) 契約書の電子データの形式<sup>i</sup>
- 2) 契約書の電子データを使用する際のソフトウェアの形式やバージョン<sup>ii</sup>
- 3) 契約書の電子データに付す電子署名又はタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号。以下「告示」という。）第2条第1項に規定するタイムスタンプをいう。以下同じ。）の形式（これらと同等の効力を有すると認められる方法を使用する場合にあっては、その方法の詳細）

#### （B）事前承諾に際し利用することのできる方法（令第5条の5、規則第13条の6関係）

##### ① 書面（令第5条の5第1項）

##### ② コンピュータ・ネットワークを利用する措置（規則第13条の6第1項第1号）

同号に掲げる措置としては、例えば以下のような措置が該当する。

- 1) 第1号イ：電子メール
- 2) 同号ロ：クラウドサービス

##### ③ 電磁的記録媒体を利用する措置（同項第2号）

例えばコンパクトディスクが該当する。

- i PDF 等のファイル形式が考えられる。
- ii 例えば「Adobe Acrobat Reader 9.0 以上で閲覧可能」といった提示が考えられる。

建設工事の請負契約の締結は、書面の交付による手続きに加えて、電磁的措置が許容されています。

電磁的措置により建設工事の請負契約を締結するときは、当該請負契約を締結する相手方の承諾が必要とされています。そのため、当該契約の相手方に対して、あらかじめ電磁的措置の種類および内容を示した上で、相手方の事前承諾を得る必要があります。

事前承諾に際し利用することのできる方法としては、紙面、電子メール、クラウドサービス等の利用が認められています。

### 3. 電磁的措置として講じることのできる措置について（規則第 13 条の 4 第 1 項関係）

#### 3. 電磁的措置として講じることのできる措置について（規則第 13 条の 4 第 1 項関係）

規則第 13 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる、電子契約に利用できる措置としては、例えば以下のような措置が該当する。

- 1) 規則第 13 条の 4 第 1 項第 1 号イ：電子メール
- 2) 同号ロ：ファイル転送サービス、クラウドサービス（非対面）
- 3) 同号ハ：クラウドサービス（対面）
- 4) 同項第 2 号：コンパクトディスク

また、同項第 1 号ロ又はハに該当する措置を利用する際には、契約の相手方に契約事項等が記録されたことが通知されるシステムである必要がある（規則第 13 条の 4 第 3 項）。

電子契約に利用できる措置としてクラウドサービス（非対面）およびクラウドサービス（対面）は以下が想定されます。

クラウドサービス（非対面）： 当事者が離れた場所にいる場合に利用。例えば、契約書をクラウド上にアップロードし、相手方は自分のパソコンにて承認（署名）を行う。

クラウドサービス（対面）： 当事者が同じ場所（目の前）にいる場合に利用。例えば、担当者がパソコンにて契約画面を表示し、その場で相手方承認が（署名）を行う。

## 4. 電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準について（規則第13条の4第2項関係）

### 4. 電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準について（規則第13条の4第2項関係）

電子契約において必要とされる技術的基準として、規則第13条の4第2項においては

- ・当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（以下「見読性」という。）（同項第1号）
- ・ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（以下「原本性」という。）（同項第2号）
- ・当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること（以下「本人性」という。）（同項第3号）

の3要件を規定しており、具体的には以下（①②③）のような措置を講じる必要がある。

#### ① 見読性（規則第13条の4第2項第1号関係）

##### ① 見読性（規則第13条の4第2項第1号関係）

電子契約に係る法第19条第1項に掲げる事項又はその変更の内容（以下「契約事項等」という。）の電磁的記録それ自体はそのままでは認識できない。そのため、ディスプレイや書面等に速やかかつ整然と表示できるようにする必要がある。

あわせて、契約に係る記録を迅速に取り出すことができるよう、記録の適切な管理や検索機能の実装を行うことが望ましい。

また、電子契約を締結するにあたっては、契約に係る電磁的記録が契約当事者が所有する端末に直接保存されないこともあるため、必要に応じていつでも見読性が確保されるよう、契約が成立し次第当該契約書の電子データを自らの端末に保存する等の対応を行うことが望ましい。

「契約が成立し次第当該契約書の電子データを自らの端末に保存する等の対応を行うことが望ましい」とは、電子データによる検査や確認をするときに、故障、通信障害あるいはサイバー攻撃等による障害を回避するために、電子データを自らのパソコンやサーバに保存する等の対応策を促すものです。

## ② 原本性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 2 号関係）

### ② 原本性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 2 号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴を有しており、契約当事者間の紛争を防止する観点から、改ざんが行われていないかどうかについて確認できる契約書の存在が重要となる。この点、電子契約においては、特別の措置を講じていない場合、書面の場合と比べ改ざんの発見が困難である。

このため、電子契約を締結する場合には、i 契約事項等を記録した電磁的記録そのものに、安全性や実装性能が確認された暗号技術により当該記録を暗号化したもの（以下「暗号文」という。）及び暗号文を復号するために必要な公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式による電子署名、ii タイムスタンプ又はiii 規則第 13 条の 4 第 2 項第 2 号の規定に照らしてこれらと同等の効力を有すると認められる方法を利用する必要がある。

公開鍵暗号方式の利用にあたっては、「③本人性の確保」の観点からも公開鍵基盤（PKI）を利用した方式を用いることが望ましい。

電子契約を締結する方法には、i 公開鍵暗号方式による電子署名、ii タイムスタンプ又はiiiこれらと同等の効力を有すると認められる方法があるとしています。

## ③ 本人性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 3 号関係）

### ③ 本人性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 3 号関係）

書面による契約においては、契約当事者の双方が対面の上で契約が締結されることが一般的であることから、契約を締結しようとする相手方が確かに契約の相手方本人であることの確認は容易である一方、電子契約においては、当該契約の当事者が対面することなく契約を締結することが想定されることから、特別の措置を講じていない場合、第三者が契約の相手方になりすまし、真の契約の当事者が意図しない契約が締結されるおそれがある。

そのため、②に示す公開鍵暗号方式による電子署名を使用する場合は、当該公開鍵が間違いなく送付した者本人のものであることを示すことができるように、特定認証業務（電子署名法第 2 条第 3 項に規定する業務をいう。）を行う事業者等の第三者機関が発行する電子証明書を添付して契約の相手方に送信することが望ましい。

「特定認証業務」とは、電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 3 項）において、特に高い信頼性が求められる認証業務を指し、特定認証業務による電子証明書をを用いた電子署名には「真正に成立したものと推定する」という法的効力が与えられることから、確実な本人確認や証拠力を担保する手段として、特定認証事業者が発行する電子証明書が望ましいとされています。

電子署名については、ガイドラインには、以下の通り示されています。

<電子署名の方式について>

電子署名の方式としては、

- ・ 当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者を介在させることなく当事者間の連絡のみにより契約を締結するいわゆる「当事者署名型（ローカル署名）」方式
- ・ 当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者の提供する契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「当事者署名型（リモート署名）」方式
- ・ 当該契約の当事者同士が、契約サービスを提供する第三者の署名鍵等を用いて、当該契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「事業者署名型（立会人型）」方式が存在する。

「事業者署名型」については、これまでも他のガイドライン<sup>iii</sup>などにおいて、当該サービスを利用する契約当事者自身の意思に基づいて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が付されていると認められるための要件等、当該サービスの利用に係る基本的な考え方が示されている。

このような考え方を踏まえて、事業者署名型のサービスを利用する場合、当事者署名型の電子署名を用いる場合と異なり、契約当事者が自ら電磁的記録に電子署名を付与するわけではないことから、

- ・ ② については、「技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる」サービスを用いることによって、電子署名法上の要件を満たす必要があり、
- ・ ③ については、当該電子署名が真の契約当事者により適切に付与されていることを証明する対応策として、2要素認証等を利用することが望ましい。

<sup>iii</sup> 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（令和2年7月17日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第2条関係Q&A」という。）、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第3条関係Q&A」という。）

ガイドラインでは、電子署名の方式として、「当事者署名型（ローカル署名）方式」、「当事者署名型（リモート署名）方式」、「事業者署名型（立会人型）」を示しています。

「事業者署名型（立会人型）」に関する「他のガイドライン」が示す「電子署名法 第2条関係 Q&A」および「電子署名法 第3条関係 Q&A」は、参考2に示します。なお、「電子署名法 第3条関係 Q&A」は、令和6年1月9日に一部改定となっていますので、改定版を参考2に示します。

## 5. その他留意すべき事項

### 5. その他留意すべき事項

電子契約については電子署名法以外にも、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）など関係法令が複数あることから、関係法令の適用を受ける場合その要件にも留意する必要がある。

また、電子契約を締結した際の施工体制台帳の取扱いについては「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（令和5年国不建第43号）において示しているとおりである。

「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（令和5年国不建第43号）は、参考3に示します。

## 附則

### 附 則

本ガイドラインは、令和7年9月30日から施行する。ただし、本ガイドラインは、建設業を営む者と電子契約に係るサービスを提供する事業者との間で、施行日以後に当該サービスの利用に係る契約が締結される契約について適用し、施行日前に当該サービスの利用に係る契約が締結された契約については、なお従前の例による。

従前の例によるとは、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン 平成13年3月30日 国土交通省」によります。

[https://www.mlit.go.jp/pubcom/01/kekka/pubcomk06/pubcomk06-1\\_.html](https://www.mlit.go.jp/pubcom/01/kekka/pubcomk06/pubcomk06-1_.html)

以上

## 参考

### 参考1. 電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン

電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン

令和7年9月30日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

#### 1. 概要

建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の締結に際して、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第1項により、同項各号に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないが、その内容を変更する際にも同条第2項により変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付することとされているところ、同条第3項により、所定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、同条第1項又は第2項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「電磁的措置」という。）を用いた契約の締結を行うことができることとされている。

電磁的措置を講じて締結する建設工事の請負契約（以下「電子契約」という。）に係る所定の要件については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第5条の5及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第13条の4から第13条の6までにおいて規定するところであるが、電子契約に係る規定の内容を明確化し、電子契約の普及に向けた環境を整備することで、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引の実現を図るとともに、建設業全体の生産性を高め、もって建設業の健全な発達を促進する観点から、電子契約を行う場合の参考として、本ガイドラインを定めることとする。なお、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成13年3月30日付け）は廃止する。

#### 2. 契約の相手方による事前承諾について（令第5条の5、規則第13条の5、規則第13条の6関係）

電子契約に際しては、あらかじめ（A）電磁的措置の種類及び内容を示した上で、（B）書面又は電磁的方法による相手方の事前承諾を得る必要がある。

（A）講じる電磁的措置の種類及び内容（規則第13条の5関係）

- ① 建設工事の請負契約の締結に講じる電磁的措置の種類（規則第13条の5第1号）  
規則第13条の4第1項に規定する措置のうち、いずれの措置を講じるかについて契約の相手方に示す必要がある。その際、サービスの名称も示すことが望ましい。
- ② ファイルへの記録の方式（規則第13条の5第2号）

契約当事者間でどのような方式で記録するかを示す必要がある。具体的には、以下のような内容を示すことが望ましい。

- 1) 契約書の電子データの形式<sup>1</sup>

<sup>1</sup> PDF等のファイル形式が考えられる。

- 2) 契約書の電子データを使用する際のソフトウェアの形式やバージョン<sup>2</sup>
- 3) 契約書の電子データに付す電子署名又はタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号。以下「告示」という。）第2条第1項に規定するタイムスタンプをいう。以下同じ。）の形式（これらと同等の効力を有すると認められる方法を使用する場合にあっては、その方法の詳細）
- (B) 事前承諾に際し利用することのできる方法（令第5条の5、規則第13条の6関係）
- ① 書面（令第5条の5第1項）
  - ② コンピュータ・ネットワークを利用する措置（規則第13条の6第1項第1号）  
同号に掲げる措置としては、例えば以下のような措置が該当する。
    - 1) 第1号イ：電子メール
    - 2) 同号ロ：クラウドサービス
  - ③ 電磁的記録媒体を利用する措置（同項第2号）  
例えばコンパクトディスクが該当する。

### **3. 電磁的措置として講じることのできる措置について（規則第13条の4第1項関係）**

規則第13条の4第1項第1号及び第2号に掲げる、電子契約に利用できる措置としては、例えば以下のような措置が該当する。

- 1) 規則第13条の4第1項第1号イ：電子メール
- 2) 同号ロ：ファイル転送サービス、クラウドサービス（非対面）
- 3) 同号ハ：クラウドサービス（対面）
- 4) 同項第2号：コンパクトディスク

また、同項第1号ロ又はハに該当する措置を利用する際には、契約の相手方に契約事項等が記録されたことが通知されるシステムである必要がある（規則第13条の4第3項）。

### **4. 電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準について（規則第13条の4第2項関係）**

電子契約において必要とされる技術的基準として、規則第13条の4第2項においては

- ・当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（以下「見読性」という。）（同項第1号）
- ・ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（以下「原本性」という。）（同項第2号）
- ・当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること（以下「本人性」という。）（同項第3号）

の3要件を規定しており、具体的には以下のような措置を講じる必要がある。

- ① 見読性（規則第13条の4第2項第1号関係）

電子契約に係る法第19条第1項に掲げる事項又はその変更の内容（以下「契約事

<sup>2</sup> 例えば「Adobe Acrobat Reader 9.0以上で閲覧可能」といった提示が考えられる。

項等」という。)の電磁的記録それ自体はそのままでは認識できない。そのため、ディスプレイや書面等に速やかかつ整然と表示できるようにする必要がある。

あわせて、契約に係る記録を迅速に取り出すことができるよう、記録の適切な管理や検索機能の実装を行うことが望ましい。

また、電子契約を締結するにあたっては、契約に係る電磁的記録が契約当事者が所有する端末に直接保存されないこともあるため、必要に応じていつでも見読性が確保されるよう、契約が成立し次第当該契約書の電子データを自らの端末に保存する等の対応を行うことが望ましい。

## ② 原本性（規則第13条の4第2項第2号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴を有しており、契約当事者間の紛争を防止する観点から、改ざんが行われていないかどうかについて確認できる契約書の存在が重要となる。この点、電子契約においては、特別の措置を講じていない場合、書面の場合と比べ改ざんの発見が困難である。

このため、電子契約を締結する場合には、i 契約事項等を記録した電磁的記録そのものに、安全性や実装性能が確認された暗号技術により当該記録を暗号化したもの（以下「暗号文」という。）及び暗号文を復号するために必要な公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式による電子署名、ii タイムスタンプ又はiii規則第13条の4第2項第2号の規定に照らしてこれらと同等の効力を有すると認められる方法を利用する必要がある。

公開鍵暗号方式の利用にあたっては、「③本人性の確保」の観点からも公開鍵基盤（PKI）を利用した方式を用いることが望ましい。

## ③ 本人性（規則第13条の4第2項第3号関係）

書面による契約においては、契約当事者の双方が対面の上で契約が締結されることが一般的であることから、契約を締結しようとする相手方が確かに契約の相手方本人であることの確認は容易である一方、電子契約においては、当該契約の当事者が対面することなく契約を締結することが想定されることから、特別の措置を講じていない場合、第三者が契約の相手方になりすまし、真の契約の当事者が意図しない契約が締結されるおそれがある。

そのため、②に示す公開鍵暗号方式による電子署名を使用する場合は、当該公開鍵が間違いなく送付した者本人のものであることを示すことができるように、特定認証業務（電子署名法第2条第3項に規定する業務をいう。）を行う事業者等の第三者機関が発行する電子証明書を添付して契約の相手方に送信することが望ましい。

<電子署名の方式について>

電子署名の方式としては、

- ・ 当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者を介在させることなく当事者間の連絡のみにより契約を締結するいわゆる「当事者署名型（ローカル署名）」方式
- ・ 当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者の提供する契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「当事者署名型（リモート署名）」方式
- ・ 当該契約の当事者同士が、契約サービスを提供する第三者の署名鍵等を用いて、当該契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「事業者署名型（立会人型）」方式

が存在する。

「事業者署名型」については、これまでも他のガイドライン<sup>3</sup>などにおいて、当該サービスを利用する契約当事者自身の意思に基づいて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名法」という。）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が付されていると認められるための要件等、当該サービスの利用に係る基本的な考え方が示されている。

このような考え方を踏まえて、事業者署名型のサービスを利用する場合、当事者署名型の電子署名を用いる場合と異なり、契約当事者が自ら電磁的記録に電子署名を付与するわけではないことから、

- ・ ②については、「技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる」サービスを用いることによって、電子署名法上の要件を満たす必要があり、
- ・ ③については、当該電子署名が真の契約当事者により適切に付与されていることを証明する対応策として、2 要素認証等を利用することが望ましい。

## 5. その他留意すべき事項

電子契約については電子署名法以外にも、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）など関係法令が複数あることから、関係法令の適用を受ける場合その要件にも留意する必要がある。

また、電子契約を締結した際の施工体制台帳の取扱いについては「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（令和 5 年国不建第 43 号）において示しているとおりであります。

<sup>3</sup> 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」（令和 2 年 7 月 17 日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第 2 条関係 Q&A」という。）、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A（電子署名法第 3 条関係）」（令和 2 年 9 月 4 日付け総務省・法務省・経済産業省。以下「第 3 条関係 Q&A」という。）

## 附 則

本ガイドラインは、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。ただし、本ガイドラインは、建設業を営む者と電子契約に係るサービスを提供する事業者との間で、施行日以後に当該サービスの利用に係る契約が締結される契約について適用し、施行日前に当該サービスの利用に係る契約が締結された契約については、なお従前の例による。

以上

## 【参照条文】

### ○ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～十六 （略）

2 （略）

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（帳簿の備付け等）

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

### ○ 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)（抄）

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五条の五 建設工事の請負契約の当事者は、法第十九条第三項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置(以下この条において「電磁的措置」という。)を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。)による承諾を得なければならない。

2 （略）

○ 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）（抄）

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する措置

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置

ハ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置

2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

3 第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第一号ロに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

二 第一項第一号ハに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 （略）

(建設工事の請負契約に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の五 令第五条の五第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十三条の六 令第五条の五第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
    - イ 建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
  - 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建設工事の請負契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 (略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一～四 (略)
- 2～4 (略)

参考2. 「電子署名法 第2条関係 Q&A」および「電子署名法 第3条関係 Q&A」

「電子署名法 第2条関係 Q&A」

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う  
電子契約サービスに関する Q & A

令和2年7月17日

総務省

法務省

経済産業省

問1 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号、以下「電子署名法」という。）における「電子署名」とはどのようなものか。

- ・電子署名法における「電子署名」は、その第2条第1項において、デジタル情報（電磁的記録に記録することができる情報）について行われる措置であって、(1)当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（同項第1号）及び(2)当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（同項第2号）のいずれにも該当するものとされている。

問2 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービスは、電子署名法上、どのように位置付けられるのか。

- ・近時、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書（デジタル情報）について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うサービスが登場している。このようなサービスについては、サービス提供事業者が「当該措置を行った者」（電子署名法第2条第1項第1号）と評価されるのか、あるいは、サービスの内容次第では利用者が当該措置を行ったと評価することができるのか、電子署名法上の位置付けが問題となる。
- ・電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を

行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。

- そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

問3 どのような電子契約サービスを選択することが適当か。

- 電子契約サービスにおける利用者の本人確認の方法やなりすまし等の防御レベルなどは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該サービスを利用して締結する契約等の性質や、利用者間で必要とする本人確認レベルに応じて、適切なサービスを選択することが適当と考えられる。

#### 「電子署名法 第3条関係 Q&A」

問2では、事業者書名型（立会人型）において、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う場合に、十分な水準の固有性を満たすことを求めています。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により  
暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A  
(電子署名法第3条関係)

令和2年9月4日

総務省

法務省

経済産業省

一部改定 令和6年1月9日

デジタル庁

法務省

#### 【作成の経緯】

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス<sup>1</sup>については、令和2年7月17日、電子署名及び認証業務に関する

<sup>1</sup> 本 Q&A における「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」には、例えば、電子契約において電子署名を行う際にサービス提供事業者が自動的・機械的に利用者名義の一時的な電子証明書を発行し、それに紐づく署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスを含むものとする。

法律（平成12年法律第102号、以下「電子署名法」という。）第2条に関する「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（以下「第2条関係Q&A」という。）を公表したものであるところ、今般、電子署名法第3条に関しても、本Q&Aを作成し公表することとした。

電子契約サービスにおいて利用者とサービス提供事業者の間で行われる本人確認（身元確認、本人認証）等のレベルやサービス提供事業者内部で行われるプロセスのセキュリティレベルは様々であり、利用者はそれらの差異を理解した上で利用することが重要であるところ、本Q&Aには当該観点からのQ&Aも含めている。さらに、電子認証に関しては、近年、技術的な標準の検討が進んでおり、また、それぞれの国で制度化された電子認証の相互承認なども検討の視野に入っていることなどを踏まえ、商取引の安定性や制度における要求事項に係る国際的整合性等を確保するために、国際標準との整合性や他の国の制度との調和なども踏まえた検討を行う必要がある。本Q&Aの作成に当たっても、国際標準との整合性等の観点も踏まえ、検討を行った。

問1 電子署名法第3条における「本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」とは、どのようなものか。

- ・ 電子署名法第3条の規定は、電子文書（デジタル情報）について、本人すなわち当該電子文書の作成名義人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われていると認められる場合に、当該作成名義人が当該電子文書を作成したことが推定されることを定めるものである。
- ・ この電子署名法第3条の規定が適用されるためには、次の要件が満たされる必要がある。
  - ① 電子文書に電子署名法第3条に規定する電子署名が付されていること。
  - ② 上記電子署名が本人（電子文書の作成名義人）の意思に基づき行われたものであること。
- ・ まず、電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するためには、同法第2条に規定する電子署名に該当するものであることに加え、「これ（その電子署名）を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」に該当するものでなければならない（上記①）。

- このように電子署名法第3条に規定する電子署名について同法第2条に規定する電子署名よりもさらにその要件を加重しているのは、同法第3条が電子文書の成立の真正を推定するという効果を生じさせるものだからである。すなわち、このような効果を生じさせるためには、その前提として、暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要であり（以下では、この要件のことを「固有性の要件」などという。）、そのためには、当該電子署名について相応の技術的水準が要求されることになるものと考えられる。したがって、電子署名のうち、例えば、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、同条の推定規定が適用されるために必要な要件である①を満たすこととなる。
- また、電子署名法第3条において、電子署名が「本人による」ものであることを要件としているのは、電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたものであることを要求する趣旨である（上記②）。

問2 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスは、電子署名法第3条との関係では、どのように位置付けられるのか。

- 利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスについては、第2条関係Q&Aにより電子署名法第2条に関する電子署名法上の位置付けを示したところであるが、更に同法第3条に関する位置付けが問題となる。
- 上記サービスについて、電子署名法第3条が適用されるためには、問1に記載したとおり、同サービスが同条に規定する電子署名に該当すること及び当該電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたことが必要となる。
- このうち、上記サービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するためには、その前提として、同法第2条第1項に規定する電子署名に該当する必要がある。この点については、第2条関係Q&Aにおいて、既に一定の考え方を示したとおり、同サービスの提供について、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されているものであ

り、かつサービス提供事業者が電子文書に行った措置について付随情報を含めて全体を1つの措置と捉え直すことによって、当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、同法第2条第1項に規定する電子署名に該当すると考えられる。

- ・ その上で、上記サービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するには、更に、当該サービスが本人でなければ行うことができないものでなければならないこととされている。そして、この要件を満たすためには、問1のとおり、同条に規定する電子署名の要件が加重されている趣旨に照らし、当該サービスが十分な水準の固有性を満たしていること（固有性の要件）が必要であると考えられる。
- ・ より具体的には、上記サービスが十分な水準の固有性を満たしていると認められるためには、①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要があり、これはシステムやサービス全体のセキュリティを評価して判断されることになると考えられる。なお、①・②のいずれか一方のみが十分な水準の固有性を満たしていても全体として不十分な場合には、上記サービスが十分な水準の固有性を有しているとは認められなくなることに留意する必要がある。
- ・ ①のプロセスについては、例えば以下の方法により2要素認証を行っている場合は電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すのに十分な水準の固有性を満たすと評価され得ると考えられる。なお、十分な水準の固有性を満たすために2要素認証が必須ということではなく、他の方法によることを妨げるものではない。
  - ・ あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力並びにSMS送信又は手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの入力
  - ・ あらかじめ登録されたメールアドレスに配信された時限アクセスURLへのアクセス及び署名用のトークンアプリをインストールしたスマートフォンによる認証
  - ・ 利用者専用の電子契約システムログインID・パスワードを利用したアクセス及び利用者に対し配布されたトークンデバイスによる認証
- ・ ②のプロセスについては、サービス提供事業者内部で行われる措置について、例えば以下の方法により十分な暗号の強度、適切な鍵の管理、利用者毎の

個別性を担保する適切な仕組み（例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて行われること）が備わっていれば、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すために十分な水準の固有性を満たしていると評価され得ると考えられる。

- ・ アクセスや操作ログ等が正しく適切に記録され、かつ、改ざんや削除ができない仕様とされていること
  - ・ 運用担当者による不正ができないシステム設計、運用設計がされていること
  - ・ 正しく適切に運用されていることが監査等で確認するとされていること
  - ・ 必要に応じてログや監査等の記録やシステム仕様書等が提出できるよう十分な期間保存するとされていること
- 以上の次第で、あるサービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するか否かについては、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論として、上記サービスは、①及び②のプロセスのいずれについても十分な水準の固有性が満たされていると認められる場合には、電子署名法第3条の電子署名に該当するものと認められることとなるものと考えられる。そして、同条に規定する電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたと認められる場合には、電子署名法第3条の規定により、当該電子文書は真正に成立したものと推定されることとなると考えられる。

(参考)

- ・ あるサービスが、①及び②のプロセスのいずれについても十分な水準の固有性を満たしているかは、サービス毎に評価が必要となるが、評価するための参考となる文書について以下に例示する。
- ・ ①のプロセスにおいて、固有性の水準の参考となる文書の例。
  - ・ NIST、「NIST Special Publication 800-63-3 Digital Identity Guidelines」、2017年6月
  - ・ 経済産業省、「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」、2020年4月
  - ・ 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」、2019年2月
  - ・ 一般社団法人 OpenID「民間事業者向けデジタル本人確認ガイドライン第1.0版」2023年3月
- ・ ②のプロセスにおいて、固有性の水準の参考となる文書の例。

- ・ NIST、「NIST Special Publication 800-130A Framework for Designing Cryptographic Key Management Systems」、2013年8月
- ・ CRYPTREC、「暗号鍵管理システム設計指針（基本編）」、2020年7月  
日本トラストテクノロジー協議会（JT2A）リモート署名タスクフォース、「リモート署名ガイドライン」、2020年4月
- ・ 総務省・法務省・経済産業省告示、「電子署名及び認証業務に関する7法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針」

問3 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスが電子署名法第3条の電子署名に該当する場合に、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」とは、具体的に何を指すことになるのか。

- ・ 「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」の具体的内容については、個別のサービス内容により異なり得るが、例えば、サービス提供事業者の署名鍵及び利用者のパスワード（符号）並びにサーバー及び利用者の手元にある2要素認証用のスマートフォン又はトークン（物件）等を適正に管理することが該当し得ると考えられる。

問4 電子契約サービスを利用した電子署名がされた電子文書について、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためにはサービス提供事業者による身元確認が必要なのか。

- ・ 実際の裁判において、電子契約サービスを利用した電子署名がされた電子文書について、その成立の真正が争われた場合には、電子署名法第3条の推定効が認められるかが論点となる。この場合に、同条の推定効の主張が認められるためには、当該電子署名が本人（電子文書の作成名義人）の意思に基づき行われたものであることが必要であるところ、挙証者が、電子文書の作成名義人本人による電子署名が行われていること、すなわち電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人 8 が同一であることを立証する必要がある。
- ・ サービス提供事業者が電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性を確認する（いわゆる利用者の身元確認を行う）ことは、電子署名法第3条の推定効の要件として必ず求められているものではないものの、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人が同一であることの有効な立証手段の一つとなり得る。なお、取引の当事者同士で身元確認を行な

っている場合はもとより、サービス提供事業者が利用者の身元確認を代行する作業を附帯サービスとして提供している場合も同様に、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人が同一であることの有効な立証手段の一つとなり得る。

問5 電子契約サービスを選択する際の留意点は何か。

- ・ 実際の裁判において、電子文書の作成名義人の意思に基づいて電子署名が行われたことを立証する際の、作成名義人と利用者の同一性の証明の水準や、その証明のために電子契約サービスにおける身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベルがどの程度要求されるかについては、裁判所の判断に委ねられるべき事柄である。
- ・ この点に関し、電子契約サービスにおける利用者の身元確認の有無、水準及び方法やなりすまし等の防御レベルは様々であるところ、現状では必要な基準についての裁判例の蓄積が十分でなく、身元確認の水準や防御レベルが低い場合には、実際の裁判において真正な成立を推定するためには不十分であると判断される可能性がある。したがって、各サービスの利用に当たっては、当該各サービスを利用して締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質に鑑みて、裁判において真正な成立の推定が得られない場合に利用者に生ずる損害等を考慮した上で、適切なサービスを慎重に選択することが適当と考えられる。

問6 電子文書の成立の真正は電子署名法第3条の推定効のみによって判断されるのか。

- ・ 電子文書の成立の真正は、電子署名法第3条の推定効のみによって判断されるものではなく、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により裁判所に判断される（民事訴訟法第247条）ものである。したがって、身元確認が取引開始時点において高い水準で行われていなかった場合であっても、契約当事者間における当該電子文書の成立過程を裏付ける証拠等が提出できれば、それらも電子文書の成立の真正の有効な立証手段となり得る。
- ・ 文書の成立の真正を証明する手段を確保する方法については、令和2年6月19日、内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのQ&A」でもその例を公表している。

改定履歴		
公表日	改定箇所	主な改定内容(概要)
令和2年9月4日	—	—
令和6年1月9日	問2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①・②のいずれか一方のみが十分な水準の固有性を満たしていても全体として不十分な場合には、サービスが十分な水準の固有性を有しているとは認められなくなることに留意する必要があることを追記。</li> <li>・ ①のプロセスにおいて十分な水準の固有性を満たすものとして、2要素認証の例を追記。</li> <li>・ ②のプロセスにおいて十分な水準の固有性を満たすものとして、サービス提供事業者内部で行われる措置について、暗号の強度、利用者毎の個別性を担保する仕組みが適切に備わっている例を追記。</li> <li>・ 参考資料として、「一般社団法人 OpenID「民間事業者向けデジタル本人確認ガイドライン第 1.0 版」2023 年 3 月」を追記。</li> </ul>
	問4	新規
	問5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問4の新規作成に伴い、従前の問4を問5に修正。</li> <li>・ 実際の裁判において、電子文書の作成名義人の意思に基づいて電子署名が行われたことを立証する際の、作成名義人と利用者の同一性の証明の水準や、その証明のために電子契約サービスにおける身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベルがどの程度要求されるかについては、裁判所の判断に委ねられるべき事柄である、と修正。</li> <li>・ 電子契約サービスにおける利用者の身元確認の有無、水準及び方法やなりすまし等の防御レベルは様々であるところ、現状では必要な基準についての裁判例の蓄積が十分でなく、身元確認の水準や防御レベルが低い場合には、実際の裁判において真正な成立を推定するためには不十分であると判断される可能性があることを追記。</li> <li>・ 各サービスの利用に当たっては、当該各サービスを利用して締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質に鑑みて、裁判において真正な成立の推定が得られない場合に利用者に生ずる損害等を考慮した上で、適切なサービスを慎重に選択することが適当と考えられる、と修正。</li> </ul>
	問6	新規
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本Q&amp;Aの所管省庁をデジタル庁、法務省に修正。</li> </ul>

### 参考3. 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

#### 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

#### 1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと(以下「電子契約」という。)も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面(以下「請負契約書」という。)の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

#### 2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し(以下「電子契約書」という。)が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP:Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

#### 3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成 12 年法律第 127 号)第 15 条第 2 項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体制台帳(添付書類を含む。以下同じ。)の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあっては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の 2 つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。

## 参考4. CI-NET を用いた電子契約

### 1. CI-NET について

CI-NET<sup>1</sup>とは、建設業界の EDI<sup>2</sup>標準に基づく、建設業界の電子商取引に関する標準的なルールです。1991年（平成3年）12月の建設大臣告示「建設業における電子計算機の連携利用に関する指針」を受け、建設企業及び団体等を構成員とする情報化評議会（事務局：一般財団法人建設業振興基金）により、建設産業の企業間の電子商取引を円滑に行うための帳票データ EDI および通信方法の標準化と普及に取り組んでいます。

建設業における企業間の商取引には、見積、注文・注文請け（契約）、出来高・請求の業務などいくつかの段階があり、CI-NET は、この帳票によるやり取りを電子データに変換するためのルールです。CI-NET のルールに基づく、どの企業とも電子データを交換する商取引が可能です。CI-NET の実装規約「CI-NET LiteS（シー・アイ・ネット・ライツ）実装規約」に準拠したソフトウェアおよびクラウドサービスは、システムベンダーにより提供されており、電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン 令和7年9月30日 国土交通省不動産・建設経済局建設業課（以下「ガイドライン」という。）の要件（見読性、原本姓、本人性）を十分に満たしています。

なお、CI-NET では、建設業法第19条の契約の締結について、建設業界の実態に即して、注文データ・注文請データを用いる契約締結を採用しています。

ガイドラインの各項目について、CI-NET がどのように対応しているかを解説します。

### 2. 契約の相手方による事前承諾について（令第5条の5、規則第13条の5、規則第13条の6関係）

CI-NET では、ガイドライン「2. 契約の相手方による事前承諾について（令第5条の5、規則第13条の5、規則第13条の6関係）」では「(A) 講じる電磁的措置の種類及び内容（規則第13条の5関係）」にて以下の要件、

- ・ 建設工事の請負契約の締結に講じる電磁的措置の種類（規則第13条の5第1号）
- ・ ファイルへの記録の方式（規則第13条の5第2号）

これらの網羅した、①「CI-NET による電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書

<sup>1</sup> CI-NET（シー・アイ・ネット：Construction Industry NETwork）：標準化された方法でコンピュータ・ネットワークを利用し建設生産に関わる様々な企業間の情報交換を実現し、建設産業全体の生産性向上を図ろうとするもの。

<sup>2</sup> EDI（イー・ディー・アイ：Electronic Data Interchange）：電子データ交換。企業間で行われる受発注や資金決済などの取引のためのデータを通信回線を介して標準的な規約（可能な限り広く合意された各種規約）によりコンピュータ（端末を含む）間でデータ交換することをいう。

(参考例)<sup>3</sup>」および②「CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書(参考例)<sup>4</sup>」にて相互に合意することを推奨しています。CI-NET 利用企業は参考例を流用して一部を手直しするなどにより、自社用の「データ交換協定書」および「運用マニュアル」を作成することができます。また、事前承諾に加えて②では、システムの内容、費用負担、責任範囲、運用体制、連絡方法等を、CI-NET による EDI を利用した業務の運営を円滑かつ合理的に推進する、トラブルが発生しても速やかに対処できるために、お互いに共有することを推奨しています。

### 3. 電磁的措置として講じることのできる措置について（規則第 13 条の 4 第 1 項関係）

CI-NET では、建設工事の請負契約に係るデータを受け渡す方法として電子メールの利用をルールとしています。これは、規則第 13 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる電子契約に利用できる措置のうち、規則第 13 条の 4 第 1 項第 1 号イ：電子メールを採用しています。

### 4. 電磁的措置として講じることのできる措置の技術的基準について（規則第 13 条の 4 第 2 項関係）

#### ① 見読性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 1 号関係）

##### a. ディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できる機能

電子契約に係る法第 19 条第 1 項に掲げる事項又はその変更の内容(契約事項等)の電磁的記録をディスプレイや書面等に速やかかつ整然と表示できるようにする必要があります。

CI-NET では、以下が実施されます。

- ・ 保管されている CI-NET 形式データには、データ・タグ番号（数字）と値の組でデータが格納されていますが、見読性を高めるために、データ・タグ番号に相当するデータ項目名（日本語）をあわせて表示、印刷します。
- ・ また、当該データ項目が共通コード（CI-NET コード）である場合は、閲覧性を高めるために、当該コード値に対応する内容（日本語）を合わせて表示、印刷します。
- ・ 注文書データ・注文請データの内容表示だけでなく、図面等の技術資料の添付有無、添付ファイル数、改ざんの有無も合わせて表示します。保管されている

<sup>3</sup> CI-NET による電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例)：

<sup>4</sup> CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書(参考例)：

8 および 9 は以下の URL より入手できる。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/kiyaku/>

ページの中ほど、「運用参考資料等」に掲載。

電磁的記録等をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できる機能となっています。

b. 記録の適切な管理や検索機能の実装

契約に係る記録を迅速に取り出すことができるよう、記録の適切な管理や検索機能の実装を行うことが望ましいとされています。

検索を迅速に行うために注文データ・注文請データの電磁的記録だけでなく、検索に必要なインデックス（見出し）情報を抽出し、そのインデックス情報は、検索に適した形式により電磁的記録等と関連付けた形式で保管することが推奨されます。検索に必要なインデックス情報としては、以下のような項目が有効となります。

a)受信した電子メールのメール・ヘッダから抽出する情報

相手方の電子メールアドレス

b)メッセージ・グループ・ヘッダ(MGH)から抽出する情報<sup>5</sup>

c06 発信者コード  
c09 受信者コード  
c10～12 BPID  
c14 情報区分コード  
c19 作成日付時刻  
など

c)メッセージから抽出する情報<sup>6</sup>

[1]データ処理 No.  
[2]情報区分コード  
[3]データ作成日  
[4]発注者コード  
[5]受注者コード  
[9]訂正コード  
[1006]工事コード  
[1007]帳票 No.  
[1300]注文番号枝番  
[1008]帳票年月日  
[1009]参照帳票 No.  
[1010]参照帳票年月日  
[1015]受注者名  
[1024]発注者名  
[1042]工事場所・受渡場所名称  
[1097]最終帳票金額  
など

(d)保管処理を行った年月日時分秒

さらに建設工事の請負契約の相手方あるいは第三者が確認のために電磁的記録等の提出、提示を求めるケースに備え、電子記録媒体に電磁的記録等を出力する機能を備えることが推奨されます。

<sup>5</sup> メッセージ・グループ・ヘッダ(MGH)から抽出する情報：CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 (20220817) p.61 B. I.シンタックスルール、表 B. I - 2 CII シンタックスルール Ver.1.51 の受信確認メッセージのフォーマット を参照。

<sup>6</sup> メッセージから抽出する情報：p.543 B.XII.メッセージごとの使用データ項目、3. 注文業務のメッセージの使用データ項目一覧表 を参照。  
[https://www.kensetsu-kikin.or.jp/assets/img/ci-net/kiyaku/kiyaku\\_005.pdf](https://www.kensetsu-kikin.or.jp/assets/img/ci-net/kiyaku/kiyaku_005.pdf)

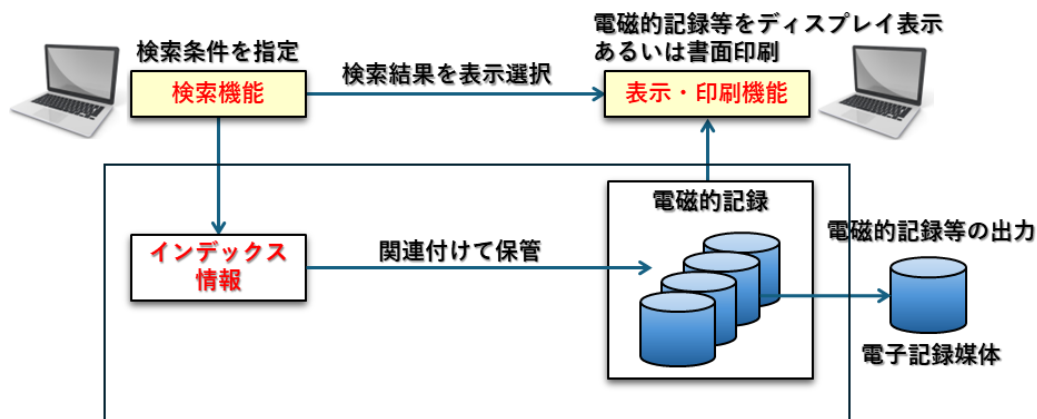


図1 見読性の確保のためのシステムイメージ

② 原本性（規則第13条の4第2項第2号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴を有しており、契約当事者間の紛争を防止する観点から、改ざんが行われていないかどうかについて確認できる契約書の存在が重要となり、i 公開鍵暗号方式による電子署名、ii タイムスタンプ等の方法を利用する必要があるとされています。

CI-NETでは、公開鍵暗号方式による電子署名を使用することをルールとしています。電子署名はS/MIME<sup>7</sup>方式により電子メールに添付します。正しい電子署名は相手方の秘密鍵によってしか作成できず、したがって受け渡しの途中あるいは受け取り後に改ざん等があれば電子署名と注文データ・注文請データとの間に不整合が生じる、という公開鍵暗号方式による電子署名の特性にもとづいています。

この場合、改ざんされていないことの証明は、注文データ・注文請データから生成した次図の「i メッセージ・ダイジェスト」と相手方の電子署名を相手方の公開鍵によって復号して得た「ii メッセージ・ダイジェスト」とを照合することにより行います。

この方法によって証明する場合は、注文データ・注文請データの電磁的記録とともに、それに対する相手方の電子署名および相手方の電子証明書もあわせて保管することが推奨されます。

<sup>7</sup> S/MIME (エス・マイム : Secure/Multipurpose Internet Mail Extensions) : 電子メール等で広く用いられている方法であり、MIME形式のメッセージを安全にやり取りするための暗号化や署名の方法を定めた仕様。インターネットの標準化組織であるIETF (Internet Engineering Task Force : インターネット技術特別調査委員会、インターネットの「ルール (通信プロトコル)」を策定しているエンジニアや研究者の国際的なコミュニティ)によって公開されている。

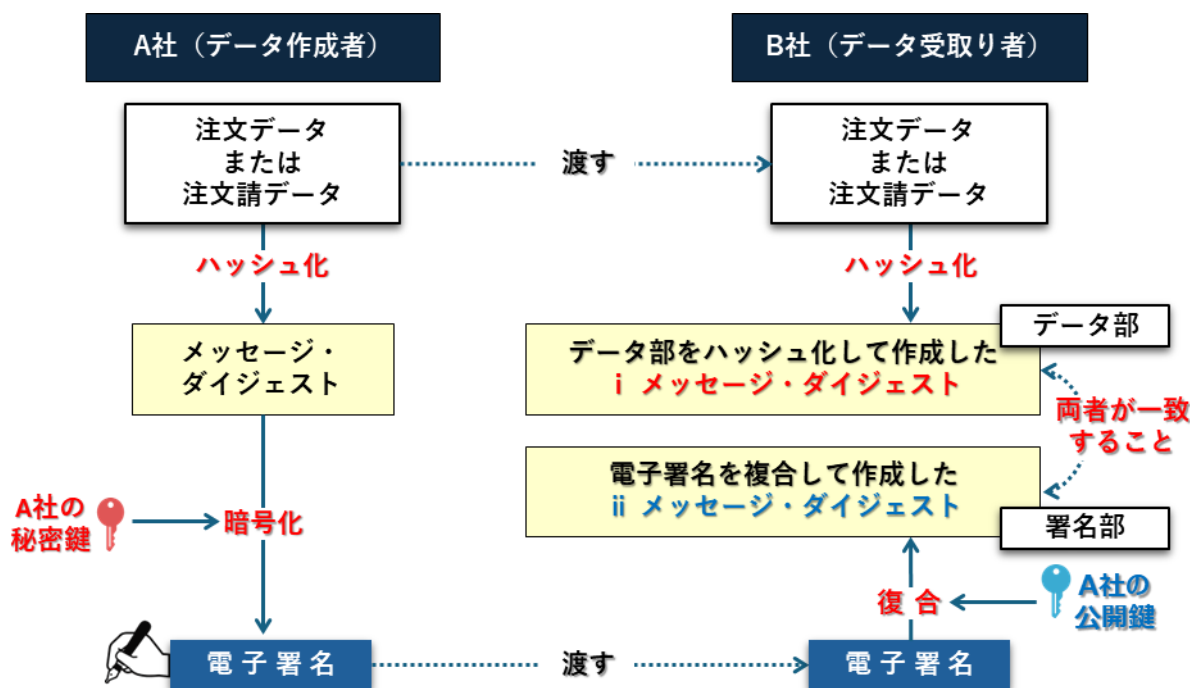


図2 電子署名による電子データの完全性の確認方法（i メッセージ・ダイジェストと ii メッセージ・ダイジェストの照合）

③ 本人性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 3 号関係）

CI-NET では、電子証明書も S/MIME 方式によって電子メールに添付することをルールとしています。

この電子証明書の正当性の確保は、以下の 2 点を確認することによって行います。

- a. 当該電子証明書が自社の信頼する認証機関により認証されたものであること
- b. 当該電子証明書が確かに当該相手方のものであること

- a. 当該電子証明書が自社の信頼する認証機関により認証されたものであること

ガイドラインの下線部に信頼性と強度の妥当なレベルとして、特定認証業務<sup>8</sup>を行う事業者等の第三者機関が挙げられています。

③ 本人性（規則第 13 条の 4 第 2 項第 3 号関係）

書面による契約においては、契約当事者の双方が対面の上で契約が締結されることが一般的であることから、契約を締結しようとする相手方が確かに契約の相手方本人であることの確認は容易である一方、電子契約においては、当該契約の当事者が対面することなく契約を締結することが想定されることから、特別の措置を講じていない場合、第三者が契約の相手方になりすまし、真の契約の当事者が意図しない契約が締結されるおそれがある。

<sup>8</sup> 特定認証業務：電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律、平成 13 年 4 月 1 日から施行）において、特に高い信頼性が求められる認証業務を指し、特定認証業務によって行われた電子署名には「真正に成立したものと推定する」という法的効力が与えられる。現在は、2025 年（令和 7 年）6 月 1 日施行されているもの。

そのため、②に示す公開鍵暗号方式による電子署名を使用する場合は、当該公開鍵が間違いなく送付した者本人のものであることを示すことができるように、特定認証業務（電子署名法第2条第3項に規定する業務をいう。）を行う事業者等の第三者機関が発行する電子証明書を添付して契約の相手方に送信することが望ましい。

CI-NET では電子署名法に基づく特定認証業者に認定されている認証事業者、日本電子認証株式会社を認証局として発行されている電子証明書を使用しています。

CI-NET 電子証明書：認証局（CA、日本電子認証株式会社）

発行局（IA、日本電子認証株式会社）

登録局（RA、一般財団法人建設業振興基金）

b. 当該電子証明書が確かに当該相手方のものであること

CI-NET で使用する電子証明書は、日本電子認証が運用する認証局（CA）の管理のもと、建設業振興基金が運用する登録局（RA）により、電子証明書申込内容の審査と検証（認証）ならびに電子証明書記載内容の正当性を確認します。具体的には申込書を受付け審査する登録局（RA）にて、申込書に企業印、担当印の押印により信ぴょう性を確保し、申込書に添付された履歴事項全部証明書（いわゆる登記簿謄本）により齟齬がないかを確認します。また新規申込時に申込企業および申込担当者の存在を電話等で確認しています。

そのうえで発行した電子証明書および鍵ペアを所持すべき利用者だけに確実に提供できるように、登録局（RA）は本人限定受取郵便特例型（日本郵便株式会社）にて送付します。

電子商取引の場面では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理する企業識別コード（6桁）を採用し、CI-NET 利用の企業間において自社に割り当てられた唯一のコードで混乱なく取引先が特定されます。

ガイドラインには、電子署名について以下が示されています。

<電子署名の方式について>

電子署名の方式としては、

- ・ 当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者を介在させることなく当事者間の連絡のみにより契約を締結するいわゆる「当事者署名型（ローカル署名）」方式
- ・ 当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて、第三者の提供する契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「当事者署名型（リモート署名）」方式
- ・ 当該契約の当事者同士が、契約サービスを提供する第三者の署名鍵等を用いて、当該契約サービスを介して契約を締結するいわゆる「事業者署名型（立会人型）」方式が存在する。

（後略）

CI-NET の実装規約に準拠したサービスでは十分な固有性が満たされており、電子署名が「本人による」ものであることを高いレベルで実現するために当該契約の当事者同士が自らの署名鍵等を用いて契約を締結する当事者署名型方式と用いています。

## 5. その他留意すべき事項

ガイドラインには、以下が示されています。

電子契約については電子署名法以外にも、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）など関係法令が複数あることから、関係法令の適用を受ける場合その要件にも留意する必要がある。

また、電子契約を締結した際の施工体制台帳の取扱いについては「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（令和 5 年国不建第 43 号）において示しているとおりである。

CI-NET 利用サービスを利用する場合は、電子契約について、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）等の要件を満たしています。

また、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（令和 5 年国不建第 43 号）においても、遵守しています。

## 参考5. 注文書および請書による契約の締結について

■各都道府県主管部局長あて 建設省経建発第 132 号

■各建設業者団体の長あて 建設省経建発第 133 号

平成 12 年 6 月 29 日

### 注文書及び請書による契約の締結について

#### 記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の（１）又は（２）の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、建設業法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に違反しないものであること。

（１）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

（２）注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

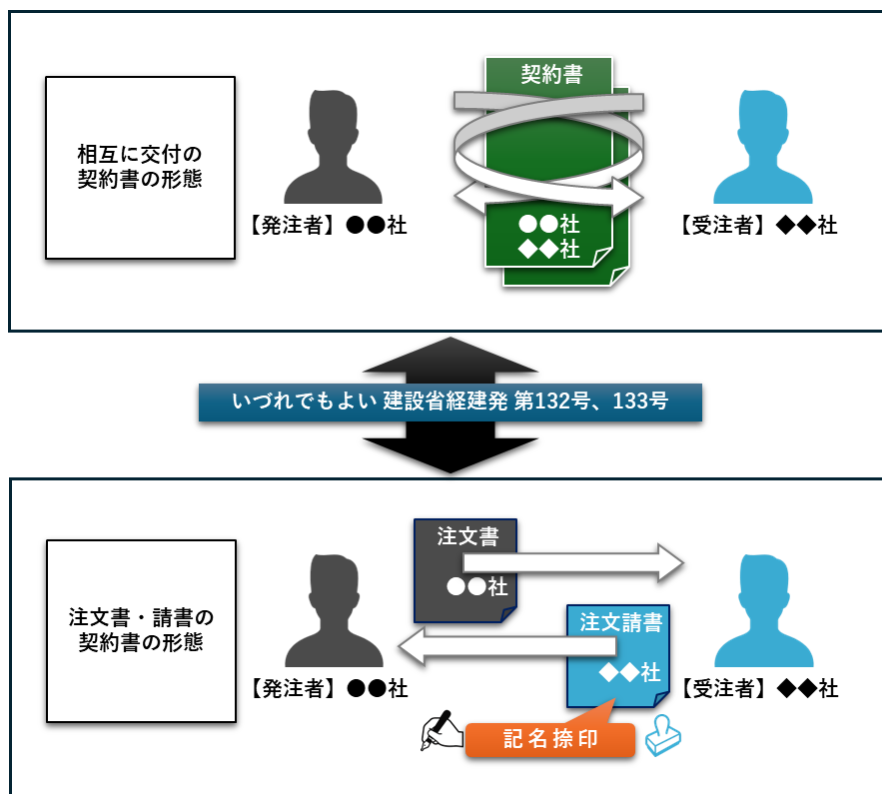


図 建設工事の請負契約の形態（書面の場合）

---

電磁的方法による建設工事の請負契約の締結に係るガイドラインの  
解説

令和8年3月

2026年(令和8年)3月 発行

監修 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

編著・発行 一般財団法人建設業振興基金 情報化評議会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目森ビル 2 号館

tel. 03-5473-4573 fax. 03-5473-4580

電子メール [ci-net@fcip.jp](mailto:ci-net@fcip.jp)

URL <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

---

本書の全部または一部の無断複写複製を禁じます（著作権法上の例外を除く）